

評 議 員 名 簿

学校法人 緑ヶ岡学園

令和4年6月21日現在

区 分	名 前	任 期
1号評議員	中 井 康 晴	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	森 泉	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	山 崎 美 枝	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	井 上 薫	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	阿 部 友 行	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	藤 田 睦 子	令和4年6月16日～令和6年6月15日
2号評議員	中 村 知与子	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	藤 井 正 信	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	菊 地 靖	令和4年6月16日～令和6年6月15日
3号評議員 (学外)	張 愛 心	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃 (学外)	三木田 信 之	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃 (学外)	河 村 あゆみ	令和4年6月21日～令和6年6月15日
〃 (学外)	小 熊 洋 美	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	金 田 かおる	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	斎 藤 修	令和4年6月16日～令和6年6月15日
〃	泉 隆	令和4年6月16日～令和6年6月15日

※学校法人緑ヶ岡学園寄付行為（抜粋）

（諮問事項）

第21条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 予算及び事業計画
- 2 事業に関する中期的な計画
- 3 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- 5 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 6 寄附行為の変更
- 7 合併
- 8 目的たる事業の成功の不能による解散
- 9 寄附金品の募集に関する事項
- 10 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員会の選任)

第23条 評議員会は、次に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人以上8人以内
 - 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年令25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者 3人以上4人以内
 - 3 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上10人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。